

## 第8回 特許の出願手続は どのように行われるのか

### ● 特許調査のポイント

特許は、産業に役立つ技術的な創作に与えられるものです。

したがって、出願に当たり、まず発明の技術上の意義を明確にすることが必要です。

そのためには、出願しようとする発明の技術分野に、どのような技術が存在するかについて、特許調査することが重要です。

### ● 出願書類を作るポイントは？

そして、次に、出願書類として、「特許請求の範囲」、「明細書」及び「図面」を作成します。

従来からあった技術の、どのような欠点を改良することが目的かなどを、先ず説明します。

さらに、発明を審査官に理解させ、権利として認めってもらうためには、その発明を具体的に説明することが必要です。

審査官は、明細書に書かれた内容から、発明を実施することができるか、明確で十分な内容が開示されているかを把握し、

- ・新しさがある（新規性）、
- ・進んだ技術である（進歩性）、
- ・最先の出願であるか否か（先後願）

を審査し、権利化すべきかどうかを判断しているからです。

具体的に説明するとは、アイデアの具体的な例、すなわち実施の形態を様々な変形例を取り揃えてを表現することです。

特に、「広く」、「強い」権利を得るためには、あらゆる観点から実施の形態を記載することが重要になります。

### ● 出願日から1年6ヶ月で発明は公開される！

わが国では、最先に出願した者だけに特許権を付与する「先願主義」が採用されています。

発明・製品開発のための重複投資による無駄を無くすため、原則として出願から1年6ヶ月以上を経過した時点で、出願内容が公開されます。

公開は、特許庁が発行する公開公報に発明の内容を掲載することで行われます。

この公開公報は、技術情報としての価値が大きく、調査や分析に広く活用されています。

あなたも、パソコンを用いて自由に無料閲覧できます！

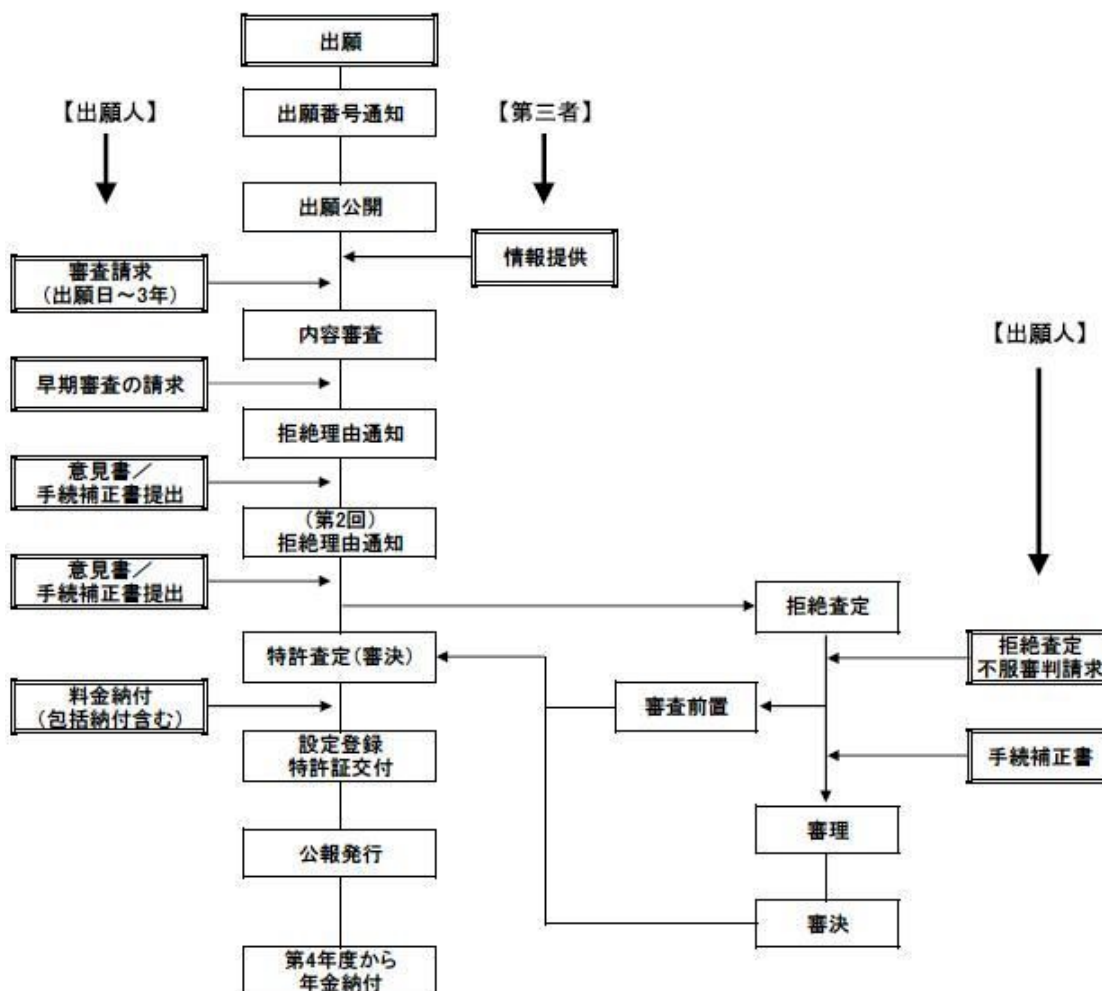
<http://www.ipdl.inpit.go.jp/>

● 3年以内に審査請求すべし！

特許を取得するためには、出願審査請求が必要になります。

請求期間は、出願日から3年以内と決められています。

### 特許法の手続の概要



次回（第9回）は、

「特許の外国出願は どのように行われるのか」についてお話しをします。